内閣府 「若年層の性暴力被害予防月間」に係る ポスター等の使用取りやめ等について

このたび、弊社が受託した内閣府の「若年層の性暴力被害予防月間」に係るポスター等制作業務において、イラストレーターのたなかみさき様の作品との類似性について、多くの方からご指摘をいただきました。

社内調査した結果、制作過程において、たなかみさき様の作品を参考とした事実があり、弊社制作物とたなかみさき様の作品との類似性に関するチェックが不十分であったことが判明いたしました。たなかみさき様、関係者の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

また、これにより、内閣府の「若年層の性暴力被害予防月間」の期間中にポスター等の使用を取りやめるという事態を招いたことに関しまして、内閣府、関係者の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

弊社においては、今後このようなことを二度と起こさぬよう、全力をあげて、 再発防止に努めて参ります。